

経営基盤再構築伴走支援業務 提案競技 仕様書

1. 業務名 経営基盤再構築伴走支援業務

2. 事業目的

県内中小製造業（機械金属、電気・電子、樹脂）のうち、直接・間接的に大手メーカー（みなし大企業を含む）との取引を有し、売上中の高い割合をこの取引に依存し、そのため主要取引先の動向に受注が左右されやすく、主体的な会社運営ができないなど、経営上の大きな課題を抱え、厳しい経営状況にある企業に対し、短期集中型の伴走支援を実施することで、抜本的な経営体質改善を促し、既存の取引構造の転換や、経営の自立化を図ることを目的とする。

3. 委託期間 契約締結日～令和9年3月19日

4. 委託事業内容

(1) 支援期間

・支援期間は、支援着手から令和9年3月19日までとする。

(2) 支援社数

- ・支援対象者数は13社以上とする。
- ・具体的な支援対象企業及び社数については、財団による公募に対する申請をもとに協議の上、決定することとする。

(3) 伴走支援の実施

公募・審査を経て選定した取引構造転換・経営の自立化を志向する県内中小製造業に対し、伴走支援を実施する。

伴走支援は、以下の支援内容によって構成される。

- ・現状分析およびアクションプラン策定
- ・アクションプラン実行のための伴走支援
- ・成果報告会

ただし、財団及び支援対象者と協議の上、現状分析およびアクションプラン策定までで支援を終了する場合もあり得る。

① リーダー専門家の配置

- ・本業務を取りまとめ、支援対象者の専属メンターとなるリーダー専門家を配置すること。

② 支援対象者毎の現状分析について

- ・各支援対象者において、事業環境・経営体制・製品開発・保有技術・営業体制・人材等、内部・外部の多角的な面から現状分析をおこない、その結果をまとめた資料を作成し、支援対象者に対しフィードバックを行うこと。
- ・現状分析結果を基に、新たな経営方針・目標（定性的・定量的、短期・中期・長期）と、その達成に向けた具体的なアクションプランを、支援対象者と協議し、一緒に策定すること。なお、アクションプランは伴走支援終了後の自走化を見据えた内容とするこ

と。

③ 支援対象者毎の伴走支援について

- ・ 策定したアクションプランの実行に対し、個別具体的な支援を行うこと。
- ・ 各支援対象者に対し、毎月2回を目安に面談（うち1回以上の直接面談）を行い、上記支援と取り組みの進捗確認及びフォローアップを行うこと。
- ・ 面談頻度及び面談時間は財団及び各支援対象者と協議の上決定すること。

④ 専門家による助言・支援

- ・ 支援対象者毎に策定したアクションプランの実行や課題解決に対応するため、必要に応じて、各分野・業界の事情に精通し専門的な知見を有する専門家を適宜アサインし、助言やその他必要な支援をおこなうこと。

⑤ 販路・パートナー企業等の紹介

- ・ 支援対象者の課題解決に繋がりうる販路、パートナー企業等を紹介するとともに、商談や連携が生まれるよう、必要な支援を行うこと。

⑥ 支援機関との連携

- ・ 各支援対象者の支援に際しては、必要に応じて、関連する支援機関（市町の産業振興セクション、商工会、商工会議所、金融機関等）と連携を図りながら支援を実施すること。必要と判断される場合、支援機関に面談への同席を求めること。

⑦ 報告会の実施

- ・ 伴走支援の中で、支援対象者の役員・従業員、支援機関等のステークホルダーに対して、伴走支援による取り組み成果及び事業終了後の取組方針・計画を説明するための社内報告会を実施すること。

※各支援対象者との初回ミーティングは、必ず対面により実施し、2回目以降の支援・同席についても可能な限り対面形式により実施すること。但し、止むを得ないと判断される場合においては、参加者の利便性・支援効果等を勘案し、適切な手法を選択して差し支えない。

（3）支援記録及び報告書の作成

- ・ 支援終了後、支援計画、取組経緯、成果、今後の課題、支援者の所見等を取りまとめた実施報告書を作成すること。
- ・ また、支援の経緯が分かるように、支援対象者と受託者との接触（対面、オンライン電話、メール等）を行った際には、その都度内容について記録（任意様式）を作成・保管し、毎月末等、定期的に財団へ報告すること。

（4）独自企画提案

その他、円滑な伴走支援の実施や支援対象者の経営自立化のために有効な取組として提

案競技で提案し、財団と調整を図った業務。

(5) 成果物

令和9年3月19日までに、委託業務完了報告書を作成し、紙媒体、電子媒体で納品する。なお、報告書には以下を含むものとする。

- ・ 受託者が実施した活動内容の取りまとめ
- ・ (2)③の伴走支援において作成、提示した資料
- ・ 4(3)の「支援記録及び報告書」
- ・ その他、本業務を通じて作成した成果物

5. その他

- (1)本業務の実施に当たっては、下記の知識・実績を保持すること。
 - ・ 中小製造業（機械金属、電気・電子、樹脂）の経営改革・取引拡大支援の実績・成功事例を多数有し、様々な観点からの情報提供を通じ、経営の方向性や具体的な販路の提案ができること。
 - ・ 島根県内の中小製造業に対する支援実績を有していること。（支援実績の内容・経緯が確認できる資料を提案競技に際して提出のこと）
 - ・ 対象業種の業界の現状をよく把握し、昨今の市場・技術トレンドを踏まえた方向性の示唆や具体的な提案ができること。
- (2)本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。
- (3)本委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、財団と十分協議すること。
- (4)事業の進捗確認のため、財団と定期的に打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、内容に応じて対面・オンラインのうち適切な手法で実施すること。
- (5)本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6)本業務に係り発生した専門家等への謝金などの一切の経費は委託費の中で負担すること。
- (7)成果物の著作権は財団に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8)本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9)本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、財団に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (10)感染症の影響、災害その他不可抗力等、財団及び受託者の責によらない事由により、

仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、財団と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。

(11)その他、仕様書に定めのない事項は財団と受託者の協議により定めるものとする。